

2025-2028 年度 審判講習会 開催要領

公益財団法人 日本体操協会
審判委員会 トランポリン審判本部

国際体操連盟による採点規則改定に伴い、2025 年度より国内の採点規則も合わせて変更となります。各都道府県協会・各連盟等におかれましても、下記要領にて改正採点規則の伝達講習会および新規審判資格認定講習会の開催を進めて頂きますようお願い致します。

《講習会の種類》

① 伝達研修会

目 的：改正採点規則および採点基準等の伝達

対 象 者：トランポリンおよびタンブリング 公認審判員 1～3 種資格保有者
(日本体操協会へ審判登録を行なっている者)

講習内容：講義および映像 VTR を用いた実技講習にて約 6 時間

② 新規審判員資格認定講習会

目 的：新規審判員資格者の養成および認定

認定資格：トランポリンおよびタンブリング 公認審判員 2、3 種
(注：1 種の新規認定は本部開催のみとなっています)

対 象 者：『公認審判員認定規程』第 4 条 参照

・3 種は、当該種別の競技経験を有し、当該年度 4 月 1 日時点で満 15 歳以上の者。
もしくは、本会指導者資格（JGA 指導者、トランポリン競技コーチ、トランポリン普及指導員）、あるいは公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者「公認体操コーチ 3 または 4」を取得した者。

・2 種は、当該年度 4 月 1 日時点で満 17 歳以上で、3 種取得年度から 1 年以上経過した者で、競技会において 1 回以上審判実務の経験を有する者。但し、当該種別のオリンピック競技大会または世界選手権大会の代表選手（補欠を含む）であった者は、申請により 2 種に認定される。

講習内容：『公認審判員認定規程』（第 5 条(2)）に基づき、1.5 日。

※認定試験に合格のうえ、日本体操協会へ（毎年度）審判登録することをもって有効な審判資格者となります。また、規則が改正されたときは伝達研修を受けないと、審判業務に携わることができません。

《講習会 開催手順》

(1) 開催申請の方法

別紙【2022-2025 年度の審判講習会開催の申請の流れ】をご確認ください。申請フォームにて主催者が日程申請を行っていただき、審判本部と開催の調整となります。

調整が終了した後に、「トランポリン公認審判員講習会および資格認定講習会開催申請書」をご提出いただきます。

これ以降の流れは担当講師からもフォローさせていただきますが、申請前に一読いただき、情報をご確認ください。

(2) 各種経費について

主催協会/連盟から当会へ下記費用をお支払いいただきます。

項目	支払先	支払額
日本体操協会への 開催申請料	日本体操協会 (JGAより請求書が 送付されます)	35,000円※
派遣講師日当	担当講師 (講習会時に支払)	1日あたり10,000円 半日あたり5,000円
講師交通費・宿泊費	担当講師(〃)	実費

※未普及府県を対象とした減免措置があります。詳細は(6)をご参照下さい。

上記の他、会場使用料(ホワイトボード/プロジェクター/スクリーン等が必要)などの講習会開催に伴い生じる諸経費は、主催者にてご負担ください。

なお、申込者の受講費用/受験費用の金額は、開催団体が決定して頂いて結構です。

(3) 参加者名簿の作成

主催者は、講習会までに「参加者名簿」(様式は任意)を必ず作成し、トランポリン審判部へご送信ください。住所・連絡先・日本体操協会の会員ID(既に番号がある方)の記載が必要です。

(4) 『採点規則』のご準備

講習会では、公益財団法人日本体操協会発行の『トランポリン採点規則』に基づき講義を行いますので、必要な方は事前に日本体操協会から直接ご購入の上ご持参頂くよう、予め申込者へご案内ください。

(なお、協会販売物の発送はご注文日(ご入金日)から確認まで数日~1週間程かかり、それからの発送となるそうです。お急ぎの方はお早めにお申込下さい)

▼『採点規則 トランポリン 2025年版』

<https://www.jpn-gym.or.jp/sales/>

▼協会販売物 ご購入方法

https://www.jpn-gym.or.jp/sales/order_method/

(5) 認定試験について

受験者の答案は講師が回収し、厳正な採点の上、約1か月前後を目安に結果通知書を送信します。

(6) 2025年度 特別措置について

現在、審判員が2名以下の県が8県存在し、これらの県での審判育成が急務となっております。そこで未普及県での審判拡大を目的として、2025年度に開催される審判講習会では、下記いずれかの条件を満たす場合に開催費用35,000円を免除します。

- 対象県の協会等が主催する審判講習会。
- 審判講習会時に、対象県の新規3種受験者が3名以上いる場合。

※対象受験者は、合格後に必ず対象の県で審判登録申請を行って下さい。

対象県（1～3種審判員合計が2名以下）

栃木、山梨、岐阜、和歌山、山口、佐賀、長崎、大分

未普及県近隣で講習会を開催される際は、ぜひ未普及県の取得希望者にお声掛けいただき、講習会へお誘い戴けますと幸いです。審判普及のご協力、何卒宜しくお願いいたします。

お問い合わせ/ご相談は下記までメールくださいますよう、宜しくお願い致します。

公益財団法人日本体操協会 トランポリン審判本部

Eメール JCTR@cm.jpn-gym.or.jp

2025年1月25日現在